



中国におけるIP侵害対策を理解する： 刑事保護と民事賠償の実務要点

2025.10.30 広州

目次

- 01** 中国における知的財産権刑事保護に関する基本的な紹介
- 02** 知的財産権刑事事件の流れの概要
- 03** 認罪・認罰制度の概要紹介
- 04** 刑事事件における民事賠償の経路分析

第一部分

中国における知的財産権刑事保護に関する基本的な紹介

中国における知的財産権刑事保護に関する基本的な紹介

中国における知的財産権刑事保護の発展段階

1979-1997年

知的財産権刑事保護の保守的時期

1979年の刑法典において商標の不正使用罪が規定されたが、1997年まで知的財産権犯罪に関する専門的な章は設けられていなかった。保護範囲は限定的であり、犯罪主体は企業およびその従業員に制限されていた。司法実務においても、知的財産権関連の刑事事件の占める割合は比較的低かった。

1997-2016年

知的財産権の刑事保護の調整期

1997年の刑法改正において、知的財産権侵害に関する犯罪が専門的な章で規定された。その後、2016年に至り、全国的に知的財産権事件の民事・行政・刑事審判を統合する「三審合一」制度が全面的に導入された。知的財産権犯罪の有罪判決の要件（立証基準）は比較的高い一方で、刑罰は比較的厳格である。しかしながら、刑事司法における制度間の調整性や連携体制には依然として課題が残っている。

2016年-至今

知的財産権の刑事法的保護における協調期

2016年の知的財産権事件における「三審合一」裁判制度の導入から現在に至る期間は、「三審合一」の全国的展開、『中華人民共和国刑法修正案（十一）』の施行、および『知的財産権侵害刑事事件の取り扱いに関する法律適用の若干の問題についての解釈（三）』の公布を重要な節目としている。

中国における知的財産権刑事保護に関する基本的な紹介

よく使用される知的財産権刑事法律法規及び文書

法律法規

『刑法』

『刑事訴訟法』

関連司法解釈及び公安部文書

最高人民法院 最高人民検察院の『知的財産権侵害刑事事件の取り扱いに関する法律の適用に関するいくつかの問題の解釈』法釈〔2025〕5号

『自白・認罰・寛大化制度の適用に関する指導意見』

最高人民検察院、公安部『公安機関が管轄する刑事事件の立件訴追基準に関する規定（一）』

最高人民検察院、公安部『公安機関が管轄する刑事事件の立件訴追基準に関する規定（二）』

公安部『法に基づく知的財産権犯罪への取り締まりサービスの質の高い発展に関する意見』（2025.07）

最高人民法院『全国裁判所における知的財産権民事、行政及び刑事事件の裁判「三合一」の推進に関する意見』（法発〔2016〕17）

地方的な法規又は意見

江蘇省高級人民法院、江蘇省人民検察院、江蘇省公安庁の『商業秘密侵害刑事事件の取り扱いのガイドライン』

中国における知的財産権刑事保護に関する基本的な紹介

『刑法』 知的財産権の主な罪名

1 商標権侵害犯罪



偽登録商標罪（刑法第213条）

偽登録商標を販売した商品罪（刑法第214条）

不正製造・販売不正製造の登録商標表示罪（刑法第215条）

3 特許権侵害犯罪



偽特許罪（刑法第216条）



著作権侵害犯罪

2

著作権侵害罪（刑法第217条）

権利侵害複製品販売罪（刑法第218条）



営業秘密侵害犯罪

4

商業秘密侵害罪（刑法第219条）

中国における知的財産権刑事保護に関する基本的な紹介

2024年の全国における刑事事件の件数

2024年、全国の公安機関は「崑崙」などの特別行動を深く推進し、知的財産権侵害および偽劣商品の製造・販売に係る犯罪行為に対して法に基づく厳格な取締りを実施した。関連する刑事事件を計3万7000件立件し、影響力のある重大案件について重点的に解決を図った。

2024年、全国の検察機関が受理した知的財産権侵害事件に関する逮捕審査件数は7646件1万3486人であり、うち4691件7481人の逮捕を認めた。起訴審査件数は1万3767件3万3805人、起訴件数は9452件2万817人であった。

2024年、全国の裁判所は知的財産権侵害に関する刑事第一審事件を新たに9120件受理し、9003件を結審した（うち、外国関係を含む知的財産権侵害刑事第一審事件の新規受理17件、結審18件を含む）。結審済みの知的財産権侵害刑事第一審事件の内訳は、偽造登録商標罪3463件、偽造登録商標商品販売罪3941件、不正に製造された登録商標表示の製造・販売罪613件、偽造特許罪2件、著作権侵害罪826件、権利侵害複製品販売罪87件、営業秘密侵害罪70件などである。

中国における知的財産権刑事保護に関する基本的な紹介

…営業秘密犯罪の防止・取締りに向けた「安芯」特別作戦を深く推進し、法に基づいて営業秘密侵害犯罪を厳格に取り締まることで、地域の実情に応じた新質生産力の発展を支援する。産業発展の促進に向けて的確に対応を強化し、法に基づいて**製造業、生産性サービス業、消費財分野**における知的財産権侵害および偽劣商品犯罪を厳しく摘発することにより、現代化産業体系の構築を積極的に後押しする。文化の繁栄を促進する観点からも重点的に対処を進め、法に基づいて著作権侵害および盗版犯罪を一層厳正に取り締まり、文化産業の革新的発展を促進する。民生安全の確保に向けても的確な対策を講じ、**食品・医薬品分野**の多発する犯罪、**消防設備、建築材料、電気機器**などにおいて生産・生活の安全を脅かす偽劣製品犯罪、**種子・肥料**などの農資材に関するブランド模倣や権利侵害犯罪、ならびに偽造タバコの製造・販売犯罪を厳格に摘発し、国民の生命・健康・安全を断固として守る。

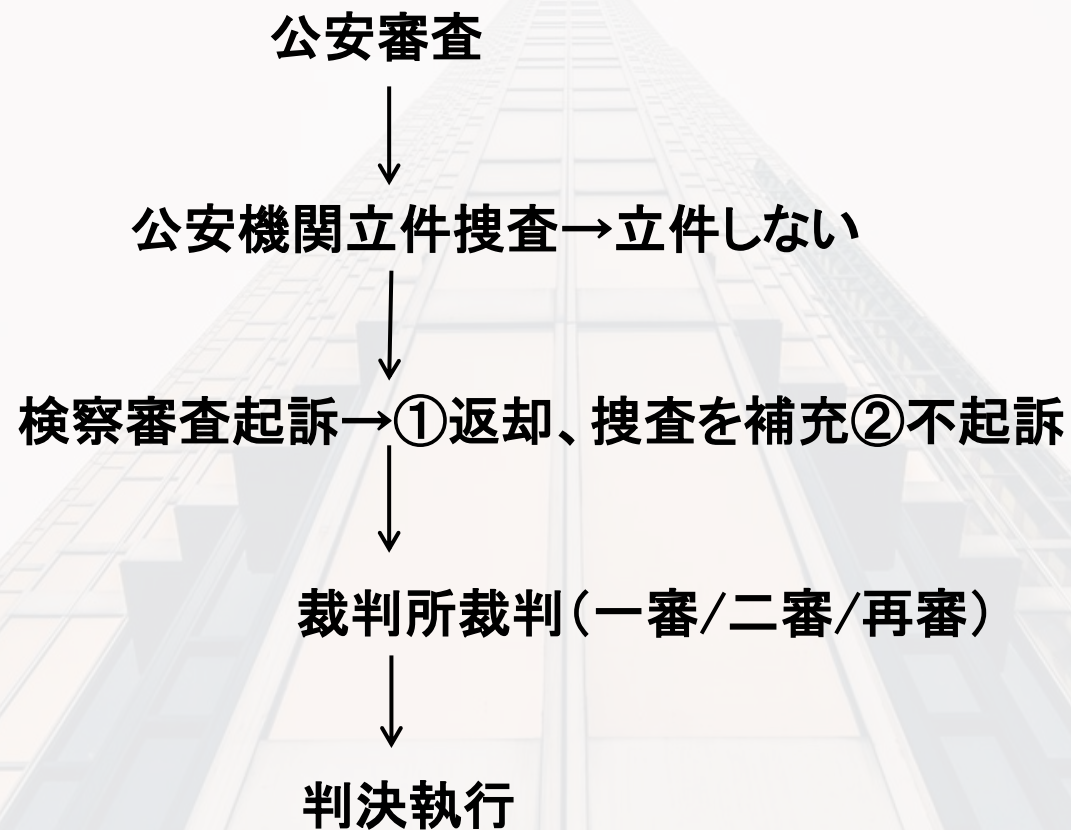


第二部分

知的財産権刑事事件の流れ概要

知的財産権刑事事件の流れ概要

フローチャート



知的財産権刑事事件の流れ概要

公安段階——通報前の準備

事前準備 

- 権利者資格証明書および権利帰属に関する資料

1. 授權書（付与された権限および有効期間）に関する認証及び翻訳の公証
2. 有効な知的財産権帰属証明書
3. 権利者の身分証明書類（公証、認証、翻訳を含む）

特別注意：商標の査定使用商品範囲

- 被疑者に関する知的財産権侵害の事実

1. オフラインにおける対象者の侵害状況（所在地、外観、侵害規模、工場・倉庫の有無）
2. オンラインにおける対象者の侵害状況（ネットショップのURL、販売数量、侵害製品の特定状況）
3. 事前における証拠保全の実施の有無
4. 事前にサンプル購入を行った場合の、案前鑑定の準備状況

知的財産権刑事事件の流れ概要

公安段階における立件の概念解釈

不法経営額（権利侵害製品の総価値）＝販売金額（販売済み製品に係る既得および未収を含むすべての違法収入）＋棚卸品の価値（未販売製品の価値）

違法所得額＝販売金額－原材料費および販売した製品の購入価格（人件費、家賃、水道光熱費等は含まれない）

知的財産権刑事事件の流れ概要

公安段階における立件の概念解釈

以下に事例を示す。(張三が次のような行為を行ったとする。)

- ・偽造品を1,000個製造した。
- ・そのうち600個を1個あたり100円で販売し、販売金額6万元の違法収入を得た。
- ・倉庫には未販売の在庫が400個残っており、これらの定価は1個あたり100円であるため、貨価額は4万元となる。
- ・製造コストは1個あたり40円であり、総製造コストは2.4万元である。

この場合、違法所得額は以下の通り計算される。

$$\begin{aligned}\text{違法所得額} &= \text{販売金額} - (\text{販売数量} \times \text{個別製造コスト}) \\ &= 6\text{万元} - (600\text{個} \times 40\text{円/個}) \\ &= 6\text{万元} - 2.4\text{万元} \\ &= 3.6\text{万元}\end{aligned}$$

また、不法経営額は次のとおりである。

$$\begin{aligned}\text{不法経営額} &= \text{販売金額} + \text{未販売品の貨価額} \\ &= 6\text{万元} + 4\text{万元} \\ &= 10\text{万元}\end{aligned}$$

【結論】(登録商標侵害罪、刑法第213条に基づく)

本件において、張三の不法経営額(10万元)および違法所得額(3.6万元)は、いずれも新たな司法解釈における犯罪成立基準(不法経営額5万元以上、違法所得額3万元以上)を超えている。したがって、張三の行為は犯罪を構成する。

知的財産権刑事事件の流れ概要-公安段階（立件基準）

公安段階--立件基準

商標類犯罪： 偽登録商標罪

立案基準（「情状が深刻な場合」）

不法経営額	5万元以上
違法所得額	3万元以上
複数の商標を偽る	2種類以上の登録商標を偽って、不法経営額3万元以上または違法所得額2万元以上
2年以内に再犯する	違法所得額が2万元以上または不法経営額が3万元以上
登録商標を詐称した商品の販売罪	違法所得額が大きく、その他の深刻な状況
違法所得額	3万元以上
売上高	5万元以上
2年以内に再犯する	違法所得額が2万元以上または販売額が3万元以上
商品価値金額	販売金額3倍以上

知的財産権刑事事件の流れ概要-公安段階（立件基準）

公安段階--立件基準

商標類犯罪：	
不正製造・販売不正製造の登録商標表示罪	「情状が深刻」 場合
標識数量	1万件以上
違法所得額	2万元以上
不法経営額	3万元以上
2種類以上の商標表示または2年以内の再犯	5千件以上又は違法所得額1万元以上又は不法経営額2万元以上
販売済み+未販売ID数	標識数量合計3倍以上

知的財産権刑事事件の流れ概要-公安段階（立件基準）

行為類別（著作権侵害罪）	立案基準（「情状が重大」または「その他の重大な情状がある」場合）
不法経営額	5万元以上
違法所得額	3万元以上
2年以内に再犯する	違法所得額2万元以上または不法経営額3万元以上
レプリカ数	複製品数合計500枚（部）以上
他人の作品/録音・録画製品/パフォーマンスを伝播する	合計500件以上またはダウンロード数1万回以上または被クリック数10万回以上または会員数1千人以上
その他の重大情状	数量または金額はそれぞれその2つ以上の基準の半分以上に達している
権利侵害複製品販売罪	違法所得額が巨大であるか、その他の深刻な情状がある
違法所得額	5万元以上
売上高	10万元以上
2年以内に再犯する	違法所得額3万元以上または販売金額5万元以上
複製品の販売数	1000枚（部）以上
商品価値金額/数量	基準規定の3倍以上

知的財産権刑事事件の流れ概要-公安段階（立件基準）

行為類別（偽特許罪）	立案基準（「情状が深刻」）
不法経営額	20万元以上
違法所得額	10万元以上
2年以内に再犯する	違法所得額2万元以上または不法経営額3万元以上
専利権者の直接経済損失	30万元以上
2件以上の特許を偽造／2年以内に再犯	違法所得額5万元以上または不法経営額10万元以上
商業秘密侵害罪	立案基準（「情状が深刻」）
商業秘密権者の損失	30万元以上
違法所得額	30万元以上
2年以内に再犯する	損失額又は違法所得額10万元以上

知的財産権刑事事件の流れ概要

公安段階--立件管轄

管轄原則/タイプ	コアコンテンツ
属地管轄を主とする	犯罪地公安機関（犯罪行為の発生地と犯罪結果の発生地を含む）は主要な管轄権を持っている。
容疑者の居住地管轄は補助とする	犯罪容疑者の居住地である公安機関が管轄するのが適切であれば、管轄することができる。
併案管轄	一人が数罪を犯し、共同犯罪、複数の犯罪容疑者が実施する犯罪相互関連、および他の同時捜査が必要な事件については、複数の捜査を回避するために1つの公安機関が管轄することができる。
レベル管轄と専門化建設	-公安部：全国的な重大事件の監督・処理を担当する。 -省級公安庁/局：省内の重大事件の監督・処理を担当し、全省の専門チームとメカニズムの構築を指導する。 -地市級公安局：知的財産権刑事事件を捜査する主力軍であり、通常は専門的な知的財産権または環食薬捜査支隊を設立する。 -区県級公安局：対応する専門大隊は一部の事件の捜査を担当している。
管轄の指定	管轄が不明確であったり、争議のある事件については、上級公安機関が指定管轄することができる。
省をまたいだ協力管轄	省をまたぐ企業関連事件の管轄規定を厳格に執行する。省を越えた犯罪に関わる事件については、通常、主要犯罪地の公安機関が先頭に立って捜査し、その他の地域の公安機関が協力する。必要に応じて共同上級公安機関（例えば公安部）が協調して指揮する。

知的財産権刑事事件の流れ概要

公安機関への通報書作成の手引き（商標権侵害犯罪）

通報状

宛先：

通報者：

被疑者：

所在地：

ネットショップ及びURL（該当する場合）：

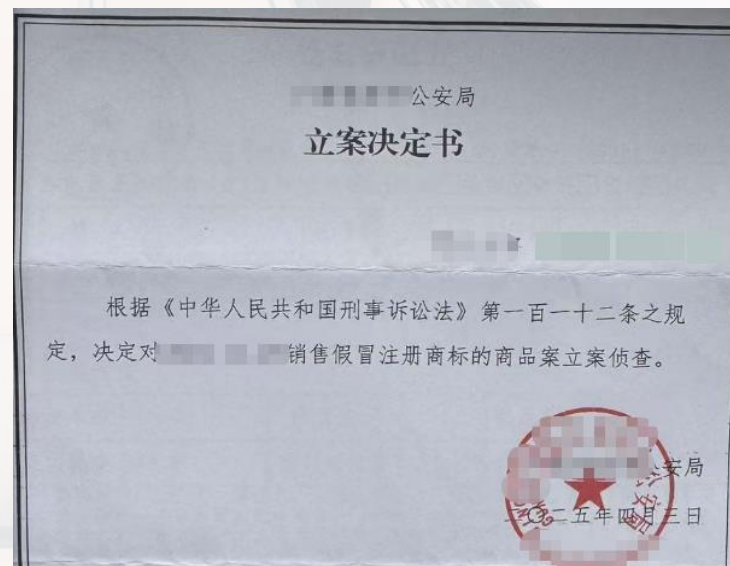
事件の概要：登録商標を侵害する商品の製造、保管および販売

事実及び理由

- 一、被疑者の概要およびその侵害行為
- 二、被疑者の商標権侵害に関する刑事責任（偽装登録商標罪）
- 三、被疑者に対する刑事処罰の必要性

提出書類一覧

1. 通報文
2. 事件概要
3. 通報者身分証明書
4. 権利帰属証明書類（商標登録証）
5. 製品真偽対比資料
6. 誓約書



知的財産権刑事事件の流れ概要

検察段階—権利者が起訴審査に関する書類を受け取る

人民检察院 侵犯知识产权刑事案件权利人 诉讼权利义务告知书

(审查起诉阶段)

销售假冒注册商标的商品一案，现由我院依法审查起诉。你作为本案的知识产权权利人，在审查起诉阶段依法享有的诉讼权利和承担的诉讼义务如下：

人民检察院 知识产权刑事案件被害人（单位）诉讼权利 义务告知书

(审查逮捕阶段、审查起诉阶段通用)

销售假冒注册商标的商品一案，现由我院依法审查起诉。根据《中华人民共和国刑事诉讼法》的规定，你作为本案的被害人，在现阶段依法享有的诉讼权利和承担的诉讼义务如下：

11. 提起附带民事诉讼的权利

如果你由于犯罪嫌疑人的犯罪行为而遭受物质损失，符合法定条件的，有权向人民法院提起附带民事诉讼。提起附带民事诉讼应交民事诉状正本一份、副本二份。

如果你向人民法院提起附带民事诉讼，在必要的时候，你有权申请人民法院采取保全措施。

知的財産権刑事事件の流れ概要

検察段階--不起訴決定書

广东省人民检察院 不起訴決定書

本院认为，■■■■■实施了《中华人民共和国刑法》第二百一十四条规定的行为，但犯罪情节轻微，具有自首情节，且认罪认罚，根据《中华人民共和国刑法》第三十七条的规定，可以免予刑事处罚。依据《中华人民共和国刑事诉讼法》第一百七十七条第二款的规定，决定对■■■■■不起訴。

繳获的假冒注册商标的衣物、被扣押的物品、财物等由■■■■■市公安局依法处理。

『刑法』第37条「非刑罰的処置措置、職業禁止」犯罪の情状が輕微で刑罰を科す必要がない場合は、刑事処罰を免除することができるが、事件の状況に応じて、訓戒を与えたり、具結に悔い改めたり、謝罪したり、損失を賠償したり、主管部門が行政処罰や行政処分を与えたりすることができる。

『刑事訴訟法』第一百七十七条 犯罪容疑者に犯罪事実がない場合、又は本法第十六条に規定する事由のいずれかに該当するときは、人民檢察院は不起訴処分を決定しなければならない。

犯罪情状が輕微であり、刑法の規定により刑罰を科す必要がなく、又は刑罰の免除が認められる場合には、人民檢察院は不起訴処分を決定することができる。

不起訴処分を受けた者に対して行政処罰、行政処分を加えること、若しくは違法所得の沒收を行う必要があるときは、人民檢察院は檢察意見を提出し、所管の主管機關に事件を移送して処理させなければならない。主管機關は、その処理結果を速やかに人民檢察院に通知しなければならない。

知的財産権刑事事件の流れ概要

裁判所段階—管轄

一審：一般知的財産権民事紛争事件の管轄権を有する末端人民法院の審理、中級人民法院指定区域の第一審知的財産権刑事、行政事件。

一般知的財産権民事紛争事件の管轄権を有さない末端人民法院は、審理された事件が知的財産権行政、刑事事件に属することを発見した場合、中級人民法院が指定した一般知的財産権民事紛争事件の管轄権を有する末端人民法院に速やかに移送しなければならない。

二審及び抗訴：中級人民法院知的財産権裁判廷は、本管轄区内の末端人民法院が審査した知的財産権行政、刑事控訴事件及び同級人民法院が抗訴した知的財産権刑事事件を審理する。

再審及び抗訴：高級人民法院知的財産権裁判所は、管轄区内の中級人民法院が審査した知的財産権行政、刑事控訴事件、知的財産権行政、刑事申請再審事件及び同級人民検察院が抗訴した知的財産権刑事事件を審理する。

最高人民法院知的財産権裁判廷は、各高級人民法院が審査・結審した知的財産権行政、刑事控訴事件、知的財産権行政、刑事再審申請事件、最高人民検察院が抗訴した知的財産権刑事事件を審理する。

知的財産権刑事事件の流れ概要

裁判所段階--刑罰の種類

1) 主刑

商標類犯罪及び著作権侵害、商業秘密罪：情状が重大な場合、3年以下の懲役に処する。特に情状が深刻な場合は、3年以上10年以下の懲役に処する。権利侵害複製品販売罪：5年以下の懲役偽特許罪：3年以下の懲役又は拘留

2) 付加刑（法人犯罪および自然人犯罪において、単独または併合して罰金を科す）

知的財産権侵害犯罪を実行した者については、違法所得額、不正経営額、権利者への損害額、侵害・偽造物品の数量および社会的危険性などの事情を総合的に勘案し、法律に基づいて罰金を科すべきである。

罰金額は通常、違法所得額の倍以上10倍以下で確定する（従来は5倍）。違法所得額が明らかにできない場合、罰金額は一般的に不法経営額の50%以上の倍以下で確定される。違法所得額と不法経営額はいずれも明らかにできず、3年以下の懲役、拘留または単一处罰金を言い渡した場合、一般的に3万元以上100万元以下で罰金額を確定する。3年以上の懲役刑を言い渡した場合、一般的に15万元以上500万元以下で罰金額を確定する。

3) 就業禁止

職業上の便宜を用いて犯罪を犯した者、または職業上求められる特別の義務に違反して犯罪を犯した者が刑に処せられた場合、裁判所は犯罪の態様および再犯防止の必要性に応じて、その者の刑の執行終了後または仮釈放後、3年から5年の期間、当該職業に従事することを禁止することができる。

知的財産権刑事事件の流れ概要

裁判段階—判決文（就業禁止）

当事者の張氏は、あるアプリ上に「小艾希的店」という名称のマイクロショップを登録し、インターネットを通じて「シャネル」「プラダ」「LV」など国際的に著名なブランドのバッグの高価コピー品を購入し、自ら運営するネットショップにおいて販売していた。2022年2月、市民からの通報を受けた警察は、長沙市天心区の住宅地にある居住用住宅内で張氏を逮捕し、住居および倉庫の現場において知的財産権侵害が疑われる物品29点を差押収した。張氏は逮捕後、犯罪事実を誠実かつ如実に供述した。

2022年10月12日午前、長沙市天心区人民法院はこの事件に対して一審開廷審理を行った。裁判所が審理の結果明らかにしたところによると、張氏は2017年8月5日から2022年2月12日までの期間中、マイクロショップを通じて合計65万14,955元相当の商品を販売しており、そのうち「シャネル」「プラダ」「ルイヴィトン」「MCM」の4つの偽造ブランド商品の販売額は28万4,901.6元、利益は6万9,758.61元に上った。被告人張某は既に自発的に罪を認め、検察側との間で認罪認罰手続に合意し、書面による具結を行っている。

また裁判所は、張氏が長年にわたり電子商取引プラットフォームを利用して登録商標を不正に使用した商品を販売してきたことから、当該商品の流通経路、仕入れ先、ブランド情報および顧客基盤について十分な知識と経験を有しており、特定の販売活動と犯した罪との関連性が高いと認定した。犯罪者の更生促進および社会秩序の維持を図る観点から、執行猶予期間中のバッグ類の販売に関する営業活動を禁止することが必要であると判断した。

よって、長沙市天心区人民法院は一審判決として、張氏に対し商標権侵害商品販売罪を適用し、懲役3年、執行猶予4年、並びに罰金15万元を科すことを宣告した。あわせて、被告の張氏に対し、執行猶予期間中におけるバッグ販売に関する一切の営業活動を禁止した。判決後、張氏は控訴しない意向を当庭表明した。

知的財産権刑事事件の流れ概要

裁判段階—判決文

2024年に全市の検察機関が受理した知的財産権侵害犯罪事件は1744件3774人で、事件数と事件に関与した人数は前年同期比それぞれ27.4%、34.3%上昇し、全体の事件受理量は過去最高値に近づいた。これは、知的財産権を含む経済的利益を侵害対象とする犯罪が高頻度で発生している実態を示しており、同時に司法当局による知的財産権侵害犯罪に対する取締り強化の動きが進んでいることも如実に表れている。

このうち、全市で知的財産権侵害審査逮捕事件548件965人を受理し、審査起訴事件1196件2809人を受理した。裁判所の発効裁判事件では、懲役3年以上の判決が43.1%を占め、懲役3年以下の判決が刑罰の多数を占め、知的財産権侵害犯罪は全体的に軽犯罪化の特徴を呈している。



第三部分

認罪・認罰制度の概要

認罪・認罰制度の概要

法律出所：「刑事訴訟法」第15条（自白・認罰・寛大化の原則）

第15条 犯罪の被疑者または被告が自らの罪行を自発的にかつ如実に供述し、起訴された犯罪事実を認め、処罰を受諾する意思を表明した場合には、法律に従い、量刑において酌量されることがある。

最高人民法院および最高人民検察院『認罪認罰从轻制度の適用に関する指導意見』

基本原則：寛大な刑事政策を徹底し、罪責刑の適応、証拠裁判、公検法の三機関の制約協力などの原則を堅持する。

適用段階：刑事訴訟の全過程（捜査、審査起訴、裁判）を貫く。

適用事件：罪の軽重、刑罰の軽重に関わらず、すべての刑事事件に適用される。

「罪を認める」の意味：犯罪の容疑者、被告は自分の罪を正直に供述し、告発された犯罪事実には異議はない。

「認罰」の意味：容疑者、被告は心から罪を悔い改め、処罰を受けたいと思っている。

審査起訴段階：検察院の量刑勧告を受け、結審書に署名したとみられる。

裁判段階：裁判所の判決を受けると表現する。

考慮の幅：自白と罰則の段階は朝夕（早ければ早いほど広い）、自白と罰則の主体性、安定性、徹底性及び事件の性質、情状、結果などの要素を幅広く総合的に考慮する。

「すべき」ではなく「できる」である：寛大であるかどうか及び寛大であるかどうかの具体的な幅は、司法機関が事件の具体的な状況に基づいて法に基づいて決定する。必ずしも不起訴や執行猶予につながるわけではない。

認罪・認罰制度の概要

『人民検察院刑事訴訟規則』第10章第2節第276条（抜粋）

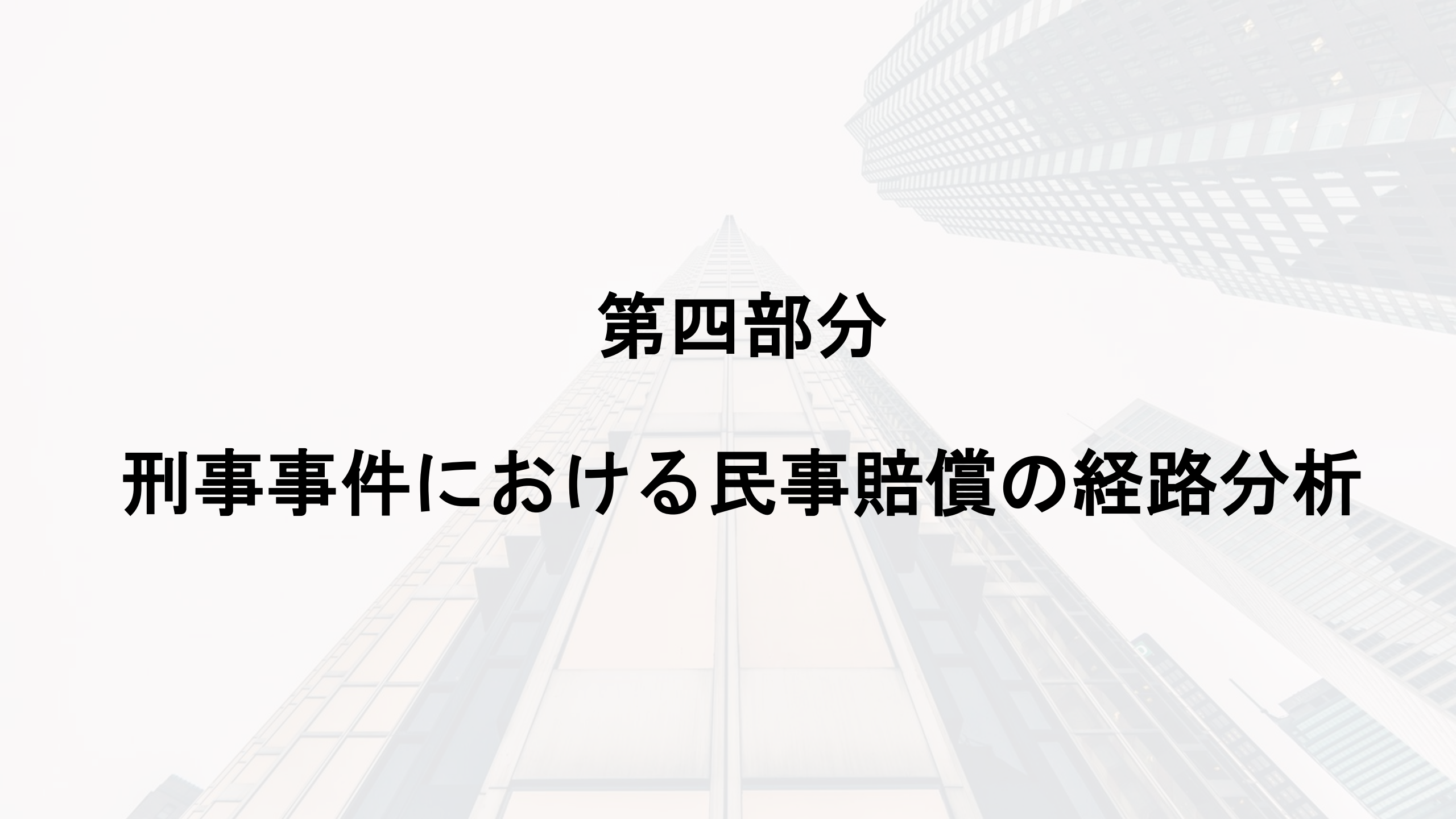
認罪認罰案件の取扱いにおいて、人民検察院は、犯罪の被疑者が被害者側との和解または調停の合意の成立、被害者側への損害賠償およびその谅解の取得、あるいは公益侵害に対する修復措置の履行や賠償責任の自発的負担を行ったかどうかを、量刑建議の重要な斟酌要素として取り扱わなければならない。

犯罪嫌疑人认罪认罚的，检察机关应当对下列事项听取你及你的诉讼代理人的意见：（1）涉嫌的犯罪事实、罪名及适用的法律规定；（2）从轻、减轻或者免除处罚等从宽处罚的建议；（3）赔偿损失、赔礼道歉、取得谅解的情况；（4）认罪认罚后案件审理适用的程序；（5）其他需要听取意见的事项。

『認罪認罰从轻制度の適用に関する指導意見』18条被害者側の異議の処理：被害者及びその訴訟代理人が自白した容疑者、被告を寛大に処理することに同意しない場合、自白した罪の寛大な制度の適用に影響しない。容疑者、被告人は罪を認めて処罰を認めたが、盗品の弁償、損害賠償がなく、被害者側と調停や和解協議を達成できなかった場合は、寛大な時に酌量しなければならない。犯罪容疑者、被告は自発的に罪を認め、積極的に損失を賠償しようとしたが、被害者側の賠償請求が明らかに不合理で、調停や和解合意に達していない場合、一般的に犯罪容疑者、被告の寛大な処理には影響しない。

認罪・認罰制度の概要

認罪認罰从轻制度が法に基づいて適用された。 審査起訴段階において認罪認罰从轻制度を適用して審結した知的財産権侵害犯罪事件は9,211件20,950人に上り、適用人数は前年同期比で20.4%増加し、認罪認罰の適用率は86.7%であった。検察機関が提出した確定刑量刑建議は15,415件であり、裁判所がこれを採用したのは14,685件で、採用率は95.3%に達した。



第四部分

刑事事件における民事賠償の経路分析

刑事事件における民事賠償の経路分析

知的財産権刑事事件における民事賠償経路

01

和解：刑事訴訟の任意段階（判決前）、最適なタイミングは検察段階前後

02

刑附民：一般的に検察院による審査起訴段階の後で提出する

03

刑事判決後に民事賠償請求を行う

刑事事件における民事賠償の経路分析

非訴訟和解

- 刑事訴訟事件で当事者が和解したい理由は？
- 一権利者の理解は、検察、裁判所の量刑の適宜な理由である

最高人民法院最高人民検察院の『知的財産権侵害刑事事件の取り扱いに関する法律の適用に関するいくつかの問題の解釈』：

第24条：

知的財産権侵害犯罪を実施し、権利者の諒解を得た場合、法に基づいて軽く処罰することができる。

犯罪の情状が軽微な場合は、法に基づいて不起訴または刑事処罰を免除することができる。情状が著しく軽微で危害が大きくない場合は、犯罪を論じない。

→ **和解を知的財産権犯罪の寛大化の中核とすることを明確にする。**

刑事事件における民事賠償の経路分析

非訴訟和解--注意事項

1. 和解には「真の有効性」が必要

賠償基準：合法、平等、自発的な基礎の上で双方は協議して確定する。

備考：実際には権利侵害による利益または権利許可料の1～3倍で賠償額を決定することが多い。

書面諒解：

権利者が書面諒解書を発行する必要がある。（実務上、和解協議と諒解書は別々に発行される可能性がある）。

2. （侵害業者にとって）刑事責任を回避してはならない

賠償による代刑の禁止：

主犯、常習犯、規模化犯罪に対して、和解が達成しても実刑（和解は幅のみ軽減）を言い渡すべきである。

和解は事件の定性を変えず（依然として犯罪を構成する）、しかも源の偽造、繰り返し権利侵害、公共安全（偽薬の場合）に危害を及ぼす事件の幅は極めて低い。

3. 刑民交差処理

民事賠償済の控除：

刑事事件における一部の権利侵害行為が民事訴訟などの方法で賠償された場合、賠償されたこの部分は刑事事件全体の賠償の中で控除することができる、賠償を受けていない残りの権利侵害行為は、賠償を主張し続けることができる。（二重賠償及び賠償漏れを避ける）

（このようにする前に販売行為に対して賠償を受け、刑罰事件ではまた生産行為が存在すると認定し、生産行為について賠償を主張することができる）

後続民事訴訟：

刑事和解は権利者が別途民事訴訟を提起して超過損失を主張することに影響しない（例えば刑事事件では認定できない類似商標権侵害及び不正競争など）。

刑事事件における民事賠償の経路分析

非訴訟和解—和解協議

和解協議書



基本情報

1. 協議の各方面の情報、もし単位犯罪であれば、必要ならば単位情報と直接責任を負う主管者その他の直接責任者を明記する。
2. はじめに（条項に鑑みて）
 - ・ エンタイトルメント宣言
 - ・ 事件の状況を簡単に述べる
 - ・ 和解の意思表示



実体の権利と義務

1. 乙の確認と謝罪
2. 経済賠償条項（一括払いの総額）
3. 支払い方法と期限一括条項
4. 「甲は本件について乙にいかなる賠償を要求しなく、且つ乙の本件における権利侵害行為を諒解する」
5. 将来の権利侵害の承諾及び再権利侵害の違約責任を禁止する。
6. 秘密保持義務



法的効力と手続き的条項

1. 契約発効条件
2. 違約責任
3. テキストと部数
4. 署名日

刑事事件における民事賠償の経路分析

知的財産権刑事付帯民事訴訟

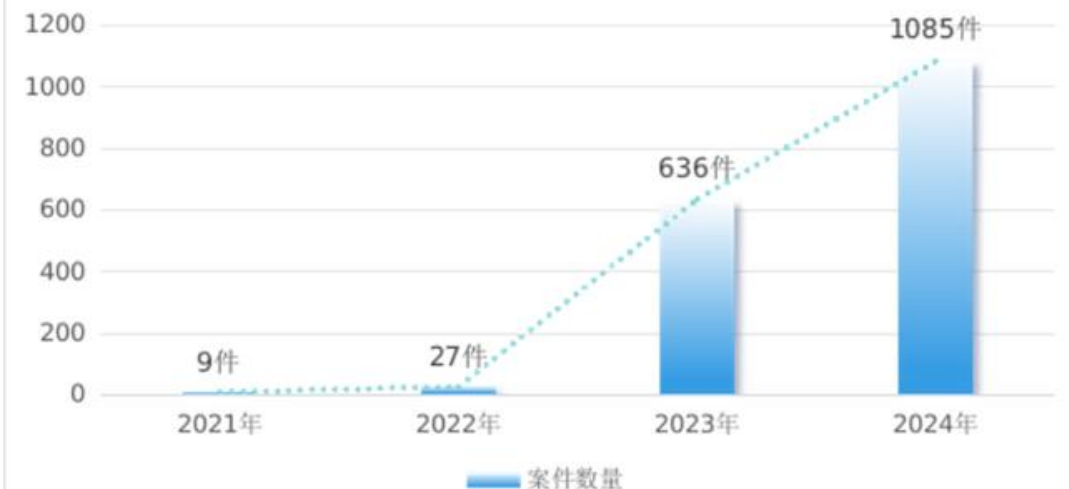
『知的財産権強国建設要綱（2021-2035年）』『要綱』は知的財産権裁判組織を健全化し、知的財産権民事、刑事、行政事件の「三合一」裁判メカニズム改革を引き続き深く推進することを明確に指摘した。

『新時代の知的財産権検察活動の全面的強化に関する最高人民検察院の意見』（2022）

第八条知的財産権の総合司法保護を全面的に推進する：刑事付帯民事訴訟の展開を模索し、総合保護の質と効果を高める。

刑事付帯民事訴訟の件数は増加を続けている。起訴された知的財産権侵害犯罪事件のうち、権利者が付帯民事訴訟を起こしたのは1085件で、前年同期比70.6%上昇した。2021年以来、知的財産権刑事付帯民事訴訟事件の数は年平均約3.9倍増加している。『知的財産権検察活動白書（2024）』

图8： 权利人提起知识产权刑事附带民事诉讼情况



刑事事件における民事賠償の経路分析

知的財産権刑事付帯民事訴訟

特徴

依存性

付帯民事訴訟は刑事訴訟の存在と進行を前提としなければならない。刑事訴訟の終了（例えば、取下げ、不起訴、無罪宣告）、付帯民事訴訟は通常独立して存在できないか、別途民事訴訟を提起する必要がある。

同一性

民事訴訟請求の根拠となる事実は、刑事事件が告発した犯罪事実と同一の権利侵害行為でなければならない。すなわち、民事賠償請求は、告発された犯罪行為自体による損失に由来しなければならない。

効率性

主な目的は訴訟の効率を高め、権利者が別途起訴することを回避し、司法資源と当事者の訴え疲れを節約することである。刑事手続きで明らかになった事実と収集された証拠を利用して民事賠償責任を確定する。

有限性

賠償範囲は通常、刑事事件で認定された権利侵害の事実に限られるが、刑事事件と民事事件の証明基準が異なるため、民事事件で認定できる権利侵害行為を招き、刑事事件では認定できない（近似、不正競争など）。

刑事事件における民事賠償の経路分析

刑事付帯民事起訴状テンプレート

附：刑事附带民事诉状模板

刑事附带民事诉状

附带民事诉讼原告人：×××（身份证号码：）

诉讼代理人：×××（如未委托诉讼代理人，此处可省略）

住所：××

联系电话：×××

附带民事诉讼被告人：×××。（身份证号码或其他已了解的身份情况）

案由：××罪

诉讼请求：（例如：请求判令被告人赔偿原告人经济损失××元）

事实和理由：（此处描述被告人的犯罪行为，以及其犯罪行为对原告人造成的损失情况）

被告人的行为已触犯《中华人民共和国刑法》，应当依法追究刑事责任。由于被告人的犯罪行为，导致原告人支付××费用。故依照《中华人民共和国刑法》第三十六条和《中华人民共和国民事诉讼法》第一百零一条规定，请求法院判处被告人连带赔偿原告人的经济损失。

综上所述，原告人依法提起附带民事诉讼，请求法院在审理刑事案件的同时，对附带民事诉讼部分依法一并审理。

此致

附带民事诉讼原告人：×××（应为本人亲笔签名）

落款日期：×年×月×日

附：1、本诉状一式三份；

2、附原告人身份证明文件复印件；3、相关费用凭证复印件；

刑事事件における民事賠償の経路分析

地域ごとの刑事付随民事訴訟に関する探索

浙江省裁判所の「三合一」審理体制の実践

2024年、浙江省の裁判所は知的財産権関連の刑事第一審事件を新たに862件受理し、1,934人に対し有罪判決が確定した。全国に先駆けて、知的財産権事件における刑事付随民事訴訟制度の導入を積極的に推進し、同年中に刑事付随民事訴訟の第一審事件372件を審結した。これにより、知的財産権侵害犯罪に対する司法的対応が強化され、権利保護の実効性が著しく向上した。浙江省高级人民法院は2024年の知的財産権司法保護の成果として、損害賠償額の合計が7.61億元に達したことを公表している。 *[浙江省高院が2024年の浙江知的財産権司法保護成果を発表：賠償総額7.61億元](#)

上海市松江区検察院における刑事付随民事訴訟の試行事例

林被告、黄被告、龍被告らは、2017年2月から2023年4月にかけて、商標の所有者の許可を得ないまま、ワン被告と連絡を取り、工場 で日被告などの登録商標が入った包装箱など500万点あまりを製造し、60万元あまりの加工費を得ていました。後王某容疑者や程某容疑者、岳某容疑者(いずれも実刑)らは、偽ブランドのテープ包装に使用し、販売して利益を得た。

2024年3月21日、松江区検は林某被告、黄某被告、龍某被告に対し、商標権者である日某社が林被告、黄某被告、龍某被告の計45万元の損害賠償を求める民事付帯訴訟を起こした。

2024年5月20日、松江区裁判所は登録商標表示の違法製造罪で、林被告に懲役3年3か月、黄被告と龍被告に執行猶予2年、罰金8 ~ 6万元を言い渡した。商標権利者が提起した刑事附帯民事訴訟の請求に対して、裁判所はこの訴請と刑事部分を併せて審理し、双方が調停を行い、双方が自発的に合意して、裁判所が「刑事附帯民事調停書」を発行し、林某被告らは商標権利者に一度に30万元を賠償する。

刑事事件における民事賠償の経路分析

知的財産権刑事付随民事訴訟における懲罰的賠償

懲罰的賠償は、権利侵害行為に悪意を有する者に対する制裁措置であり、その目的は懲罰性と抑止効果の発揮にあり、被害の填補（てんぽ）を超える範囲で賠償責任を課すことを特徴とする。

出典：最高人民法院『知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈』（2021年）第6条

「同一の侵害行為について既に行政罰金または刑事罰金が科され、かつ執行が完了している場合において、被告が懲罰的賠償責任の免除または減軽を主張するときは、人民法院はこれを支持しない。ただし、前項に規定する倍数を定めるに当たっては、当該事情を総合的に考慮することができる。」

刑事事件における民事賠償の経路分析

知的財産権刑事付随民事訴訟における懲罰的賠償

タグ偽造の偽商標、刑民双責威圧犯罪一偽『海瀾之家』登録商標刑事付帯民事訴訟事件

事件概要：被告の連某甲は2022年12月から2023年11月までの間、「海瀾の家」「海瀾優選」の商標権者の許可を得ずに、偽のハンガー16万セット以上を購入した。被告の連某乙、陳某は被告の連某甲が他人の登録商標を偽っていることを明らかにして、依然として上記のハンガーを無標識服装に掛けて梱包し、宅配便のチラシを貼るなどの手伝いをしている。後連某甲は商標を偽った服装をネットショップで販売し、販売金額は合計980余万元、不法に50余万元の利益を得た。検察は3被告人が登録商標を偽った罪で公訴を提起するとともに、商標権者は甲に影響を消し、損失を賠償するよう要求したとして付帯民事訴訟を提起した。

裁判結果：裁判所は審理を経て、3被告は偽登録商標罪を構成し、共同犯罪であると判断した。係争中の商標はアパレル業界で高い知名度を有し、被告人は甲まで偽登録商標行為を実施し、権利侵害は故意に明らかで情状が深刻で、法に基づいて懲罰的賠償を適用しなければならない。これにより、連某甲、連某乙、陳某に対してそれぞれ懲役4年9ヶ月から1年6ヶ月の刑を言い渡し、罰金80万元から10万元の刑を言い渡し、同時に懲罰的賠償責任を適用し、連某甲に対して関連商標権利者の各損失と合理的権利擁護費用203万元の賠償を判決し、ネットプラットフォーム、新聞に悪影響を除去するための声明を掲載した。連某甲は民事部分判決を不服として控訴した。二審の過程で、連某甲は上訴を撤回し、上述の判決は法的効力が発生した。

その中で、追徴した違法所得50万余元りはすべて罰金ではなく、懲罰的賠償のために使用されることを明確に表明した。

刑事事件における民事賠償の経路分析

知的財産権刑事付随民事訴訟における注意事項

提起時期：刑事訴訟の進行中に限り、関係主体は刑事付随民事訴訟を提起する権利を有する。実務上は、検察院の事件記録を閲覧し、事件の詳細を把握できる審査起訴段階での提起が一般的である。（『中華人民共和国刑事訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈第175条、第184条、第185条）

（1）権利者は、刑事事件の進捗状況を継続的に注視し、当該管轄区域の司法機関が刑事付随民事訴訟の受理を認めているかを事前に確認するとともに、民事訴訟に必要な書面資料を準備し、刑事手続との円滑な接続を確保すべきである。

（2）事件記録の閲覧を重視し、刑事訴訟で既に確定された証拠資料を効果的に活用するとともに、民事上の損害の範囲および程度を立証するための追加的証拠を積極的に収集・提出することにより、賠償請求の立証強度を高めるべきである。

（3）刑事訴訟の関連手続きに主体的に参加し、公訴機関と適時かつ適切な情報連携を行い、検察庁および裁判所の審理運営に協力しつつ、事件審理の動向を的確に把握し、最終的な判決結果に注目を払う必要がある。

（4）判決後の執行段階においても注意を払い、速やかに裁判所に対し強制執行の申立てを行い、執行の進捗状況を追跡管理することで、賠償責任の実効的な履行を確保すべきである。

（5）期待値の管理を強化すべきである。刑事付随民事訴訟が有する制度的制約、すなわち賠償範囲の限定性や刑事手続への程序的依存性を十分に認識した上で、現実的な訴訟目標を設定し、これに応じた戦略的対応策を立案することが重要である。



刑事事件における民事賠償の経路分析

刑事付随型民事公益訴訟

檢察公益訴訟とは、人民檢察院が公益訴訟原告の地位において公益訴訟を提起することを指す。人民檢察院は、民事訴訟法および行政訴訟法の規定に基づき、これに伴う訴訟上の権利を享有し、かつ訴訟上の義務を履行するものとする。ただし、法律または司法解釈に別段の定めがある場合は、その限りではない。

刑事付随型民事公益訴訟

人民檢察院は、生態環境の破壊や資源保護、食品・医薬品の安全分野において多数の消費者の合法的權益を侵害するなど、社会公共の利益を著しく損なう犯罪行為に対して刑事訴訟を提起するにあたり、人民法院に対し、同時に民事公益訴訟を併せて提起することができる。

一般的な判決内容としては、被告による関連メディア上での公開謝罪および公益損害に対する金銭的賠償の支払いが挙げられる。

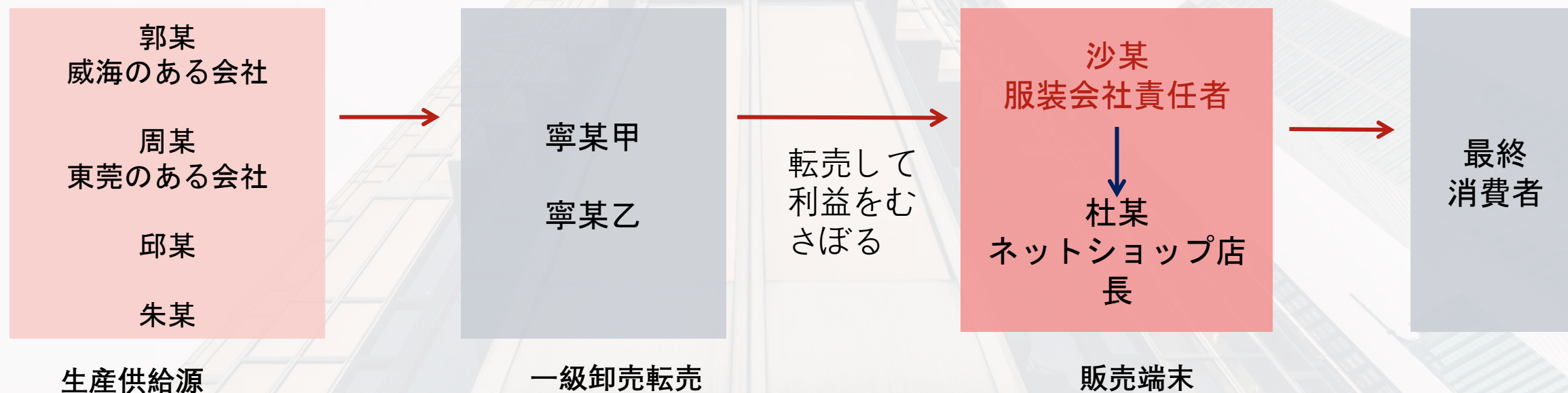
刑事事件における民事賠償の経路分析

刑事付随型民事公益訴訟

事件の概要：沙某は2016年よりアパレル会社を設立し、ブランド権利者からの使用許諾を得ることなくネットショップを開設した。その後、杜某を当該ネットショップの店長として雇い入れ、寧某甲および寧某乙が経営するネット販売会社を通じて、複数の著名ブランドの登録商標を不正に使用した衣料品を調達し、自らのオンラインストアで販売を継続した。杜某は、これらの衣料品が正規ブランド製品ではないことを認識した上で、販売活動を支援した。

一方、寧某甲および寧某乙が沙某に販売した偽造衣料品は、郭某（威海の某会社を通じて供給）および周某（東莞の某会社を通じて供給）のほか、個人供給業者である邱某および朱某などから無断で取得したものであった。寧某甲および寧某乙は、こうした第三者から購入した模倣品を一旦仕入れ、その後沙某に転売することで利益を得ていた。

2023年10月までの期間において、沙某、寧某甲、寧某乙、郭某、周某およびその関連企業、並びに邱某、朱某らの一連の行為により、違法な知的財産権侵害衣料品の生産・販売額は合計で1100万元を超える規模に上った。



刑事事件における民事賠償の経路分析

刑事付随型民事公益訴訟

刑事付帯民事公益訴訟を提起した理由：2024年6月、当該検察院の公益訴訟担当部門は職務執行中に、本件に公共の利益を侵害する可能性がある手がかりを発見した。直ちに検察官チームを組織して分析・評価を行い、刑事検察部門と協議の上、刑事審査手続きと公益訴訟に関する調査を同時並行で開始した。沙某らが電子商取引プラットフォームを用いて偽造登録商標商品を販売した事件は、犯罪範囲が広域にわたり、関与金額が巨額であり、かつ侵害行為の継続期間が長期にわたるため、商標権者の利益を損なうだけでなく、**多数の消費者の合法的權益を侵害し、正常な市場經濟秩序を著しく乱すおそれがある**ことから、同月に刑事付帯民事公益訴訟として立件された。

判決：2024年12月、湖北省黄冈市下陸区人民検察院が提起した刑事付帯民事公益訴訟について、裁判所は被告沙某ら6名に対し、「登録商標を偽造した商品の販売」の罪により、懲役3年から8か月まで、執行猶予5年から1年までをそれぞれ科し、併せて罰金を命じた。また、「登録商標の不正使用」（商標権侵害）の罪により、被告周某および郭某に対し、それぞれ懲役3年、2年、執行猶予3年、2年6か月を科し、関与した4社に対してもそれぞれ罰金刑を科した。あわせて、裁判所は被告に対し、関連メディア上で公開謝罪を行うこと、登録商標権を侵害する衣料品の販売を停止し下架措置を講ずること、および公益侵害に対する賠償金300万余元の支払いを命じた。現時点で、既に160万余元の公益損害賠償金が納付されている。

刑事事件における民事賠償の経路分析

比較：知的財産権刑事付帯民事訴訟&判決後の単独民事訴訟

	刑事付帯民事訴訟	刑事判決後に単独民事訴訟
提起時間	刑事事件審査起訴段階から一審判決前まで	訴訟時効期間は刑事裁判文書の発効日から3年間
プログラムの根拠	『刑事訴訟法』第101条	『民事訴訟法』、『民事事件の審理における訴訟時効制度の適用に関する最高人民法院の若干の問題の規定』第13条
訴訟費用（官費）	納付免除（『刑事訴訟法』最高法解釈第199条）	請求額で納付する
立証責任	刑事証拠を直接引用可能（重複立証不要）	独立した立証が必要（刑事書類の取調べを申請できるが手続きが複雑）
審理周期	刑事手続と併合審理（3～6ヶ月節約）	単独審理（通常6～12ヶ月）
執行優先度	刑事賠償還付手続優先執行（執行局統一処理）	民事執行は刑事罰金、賠償還付よりやや遅れている
裁判所	刑事事件判決裁判所に限る	被告の居住地などの柔軟な処理が可能

刑事事件における民事賠償の経路分析

知的財産権刑事裁判後の単独民事訴訟に関する典型的な事例

証明標準の相違に鑑み、刑事付帯民事訴訟においては刑事案件で認定された侵害行為について賠償を主張するのに対し、単独民事訴訟では刑事裁判において認定できない侵害行為についても併せて主張することが可能である。

広東最高人民法院の知的財産権懲罰的賠償典型的な例—金某社が何某氏らを提訴した商標権侵害紛争事件
—知的財産権「刑民交差」事件における賠償の連結適用
((2021) 粵 03 民初 1963 号 (一審)
(2022) 粵民終4131 号 (二審)

刑事事件の概要

金某公司是第9類「プリント回路」等の商品について登録商標権を有している。何某某および邱某某は同社の副総経理であり、魯某は同社の従業員かつ邱某某の妻、李某は何某某の妻である。これら四名は智某公司を設立し、同社を金某公司の関連会社であると虚偽に称して、金某公司の取引先に依頼して金某公司の製品标识と類似するプリント回路基板を製造させた。その後、当該基板を用いて液晶表示モジュールを組み立て、金某公司の顧客に対し販売を行った。その販売額は約300万元に上る。何某某、邱某某、李某、魯某は、金某公司の登録商標を不正に使用したプリント回路基板を製造・販売した行為により、商標権侵害罪（登録商標違反罪）で起訴され、それぞれ懲役刑および罰金刑が科せられた。

また、李某は金某公司に対して賠償金10万元を支払っており、刑事裁判においては、金某公司の被った損害は既に十分な補償を受けたものと認定されている。

综上，何**、李*、邱**、鲁*以智显公司名义，在印刷电路板以及液晶显示模块上均使用了“GP”“OCM”“金GP”“GP”四个被诉侵权标识。

刑事事件における民事賠償の経路分析

知的財産権刑事裁判後の単独民事訴訟に関する典型的な事例

其次，关于本案惩罚性赔偿的倍数。《最高人民法院关于审理侵害知识产权民事案件适用惩罚性赔偿的解释》第六条规定，“人民法院依法确定惩罚性赔偿的倍数时，应当综合考虑被告主观过错程度、侵权行为的情节严重程度等因素。因同一侵权行为已经被处以行政处罚款或者刑事罚金且执行完毕，被告主张减免惩罚性赔偿责任的，人民法院不予支持，但在确定前款所称倍数时可以综合考虑”。如前所述，何**、邱**、李*、鲁*作为金鹏公司的高管或者高管配偶，成立以侵权为业的智显公司，制造、销售假冒金鹏公司商标的商品，给金鹏公司造成了极为恶劣的影响。其侵权的主观过错程度以及侵权行为的情节均相当严重，本应依照当时的商标法对其顶格适用三倍的惩罚性赔偿。但考虑到何**、邱**、李*、鲁*因同一侵权行为分别被判处刑事罚金七万元、五万元、三万元、二万元并且执行完毕，故本院综合权衡之后，确定何**、邱**、李*、鲁*还应承担两倍的惩罚性赔偿。

民事手続

懲罰的賠償の算定基数：知的財産権侵害による利益額95.13万元

倍数の決定：刑事手続において既に賠償が行われていることから、本来の3倍ではなく、2倍を適用し、285.39万元の支払いを命じた。

原告の請求賠償額：271.62万元（全額認容）

→ 総賠償額 = 刑事和解金10万元 + 民事懲罰的賠償261.62万元 + 合理的権利保護支出5万元 = 276.62万元

裁判要旨：

他人の知的財産権を侵害し、かつそれが刑事犯罪を構成する場合、刑事裁判において加害者が権利者に対して賠償金を支払ったことが確定したとしても、これは刑事手続における犯罪による損害の填補措置にすぎず、必ずしも加害者の民事上の賠償責任および懲罰的賠償責任を免除するものではない。懲罰的賠償の算定にあたっては、民事上の侵害利益または違法所得の額を基数とすることが可能であり、その総賠償額から、刑事事件において既に実際におこなわれた賠償金の支払い分を控除することができる。また、刑事事件で科された罰金刑が執行完結している場合には、民事手続において懲罰的賠償の倍数を適切に減じることが認められる。

知的財産権刑事事件のフォローアップに関するアドバイス

- 1 事前において十分な調査および立証準備を実施する。
- 2 公安機関と緊密に連携しつつ、所要の鑑定資料または意見書を適時に作成・提出する。
- 3 事件の進捗状況を積極的に把握するとともに、（書類）閲覧請求を行い、刑事裁判における付帯民事訴訟の提起要否について検討する。
- 4 侵害者が和解示談を提出した場合における適切な交渉対応について。
- 5 前期に非訴訟や刑附民を通じて民事賠償を得ることができなかった場合、単独民事訴訟の提起可否およびその後の執行可能性について検討する。



ご清聴ありがとうございました！

广州锐正知识产权服务股份有限公司

广州锐正知识产权有限公司

REGENT IP LTD.

www.regentel.com

广州市越秀区东风中路418号

华以泰国际大厦2702室，邮编510030

电话: +86-20 8365 2612

传真: +86-20 8365 2632

邮箱: info@regentel.com

网站: www.regentel.com